

# 令和5・6年度

## 入善町建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付案内

令和5年度及び令和6年度入善町建設工事等競争入札参加資格申請書の受付については、次のとおりです。

1. 受付期間 令和5年1月16日(月)から令和5年 2月17日(金)まで

【土、日、祝祭日を除く、月曜日から金曜日まで】

午前8時30分から午後5時15分まで

(郵送も可。ただし、令和5年2月17日(金)まで到着厳守。)

2. 資格審査申請書を提出できる者の範囲

(資格審査申請書を提出出来る者は、次に掲げるすべてに該当する者とします。)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者、又は同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した者。

(2) 資格審査申請書の提出日までに、納期限の到来した申請書所在地(委任先がある場合は、その委任先支店、営業所等所在地)の市町村税及び国税・県税を完納している者。

(3) 資格審査申請書の提出日において、申請書を提出する業種区分により、次の許可等が必要です。

### 【建設工事】

① 建設業法第3条第1項の規定により、建設業の許可を受けている者。

② 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けおり、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にあっては総合評定値の記載のある者であること。また、加入義務のある者については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに加入していること。

### 【測量・建設コンサルタント等業務】

① 測量業務にあっては、測量法第55条第1項による登録を受けている者。

② 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般を希望する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者。

③ 補償関係コンサルタント業務のうち「不動産鑑定」を希望する者で、不動産鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規程による登録を受けている者であること。

### 3. 提出書類

資格審査申請書の提出にあたっては、申請書を提出する業種区分により、別表「提出書類」の○印をつけた書類を提出して下さい。

- (1) 提出書類の様式等は、**富山県様式に準ずるもの**とします。
- (2) 提出書類は、全てA4サイズに統一して下さい。提出部数は1部です。
- (3) 提出書類は、直接持参するか又は郵送して下さい。

### 4. 書類の提出方法

提出書類は、別表「提出書類」の順番に揃え、ひもで綴じた後、個別フォルダー（見本・コクヨ A4-IF、類似品可、色指定なし。見だし部分には会社名を記入）に収納して提出して下さい。

（個別フォルダー、A4版）



### 5. 資格審査申請書の有効期間

資格審査申請書の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの、2年間とします。

### 6. その他

定期受付期間終了後は、随時追加申請を受付します。

### 7. 受付場所

入善町役場 企画財政課 管財係

〒939-0693

富山県下新川郡入善町入膳3255番地

TEL 0765-72-2856（直通）

FAX 0765-74-0067

E-mail: [kikaku@town.nyuzen.toyama.jp](mailto:kikaku@town.nyuzen.toyama.jp)